２０２４年7月１６日

各　位

伊豆箱根交通株式会社

タクシー乗務員による酒気を帯びた状態での営業車の運転について

このたび、伊豆箱根鉄道グループの伊豆箱根交通株式会社（本社：静岡県三島市、代表取締役：吉村長男）が運行するタクシー車両において、乗務員が酒気を帯びた状態で運転をしたことが発生しましたのでお知らせいたします。

安全･安心を基本としている公共交通機関として､あるまじき事案を引き起こしてしまい、お客さまはじめ関係の皆さまには多大なご迷惑・ご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申しあげるとともに、再発防止に向けて全乗務員に対し、改めて交通規則遵守の徹底、安全運転意識の向上に取り組み、全社を挙げて安全・安心な運行に努めてまいります。

なお、酒気を帯びた状態での運転は回送運転のみであり、お客さまをお乗せしての営業運転はしておりませんでした。

本件につきましては、発生後、速やかに管轄の警察および運輸支局に報告しております。

詳細は、下記のとおりです。

記

１．発 生 日　　２０２４年7月１５日（月）～１６日（火）

２．発生事業所　　伊豆箱根交通株式会社小田原営業所

３．発生状況

当該乗務員は７月１５日（月）６時３２分に小田原営業所にて、始業点呼を受けて業務を開始しましたが、業務時間内である同日１８時頃にタクシー車両で友人宅を訪問し、１９時３０分頃から２１時頃まで飲酒しました。その後、２３時頃友人宅を出発し、旅客の輸送を目的とした運行を行うことなく､途中仮眠などを取りながら小田原営業所に帰庫したのち、終業点呼を受けるために１６日（火）３時１分にアルコールチェックを行ったところ、道路交通法の基準値を超える数値が測定され、酒気を帯びてタクシー車両を運転していたことが判明しました。

４．再発防止

飲酒した状態で車両を運転することの危険性や､飲酒に関する社内における重要な規程を再度周知し徹底します。また、一定時間以上、営業所へ連絡が無い乗務員に対し、運行管理者や点呼執行者から当該乗務員へ連絡を行い、運行中の動向を確認するよう徹底します。

５．この件に関するお問合せ先

伊豆箱根鉄道株式会社

総務部総務課　広報担当

電話（０５５）９７７－００１０

以　上